

「学校いじめ防止基本方針」

熊本県立苓洋・天草拓心（マリン）高等学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、はやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないという生徒の意識を醸成することになる。

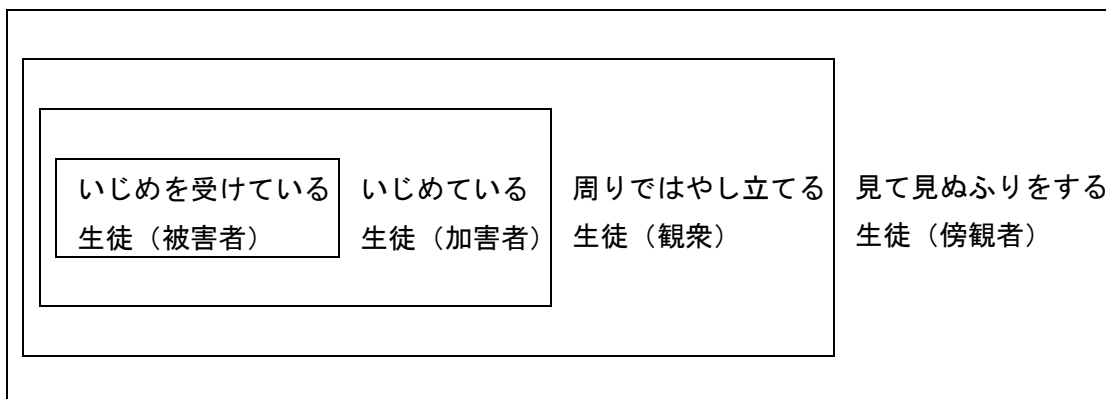
そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒感、指導感に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「生徒が主役」を掲げて様々な教育活動に取り組んでいる、生徒一人ひとりが輝き、各自の目標を達成をするために、いじめは絶対許さないという全職員の共通理解のもと、生徒一人ひとりを最後まで守り抜くという姿勢で、いじめ事象が発生してから対応はもちろんのこと未然防止に努めていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけでとらえることはできない。いじめは下図のような「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長している事になる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

3 いじめの防止等の対策のための組織

（１）構成員

校長 教頭 主幹教諭 外部有識者 生徒指導主事 人権教育主任 養護教諭 教務主任
学年主任 * 事故発生時参加 当該関係職員（担任 学年人権教育係 学年生徒指導係）

(2) 組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

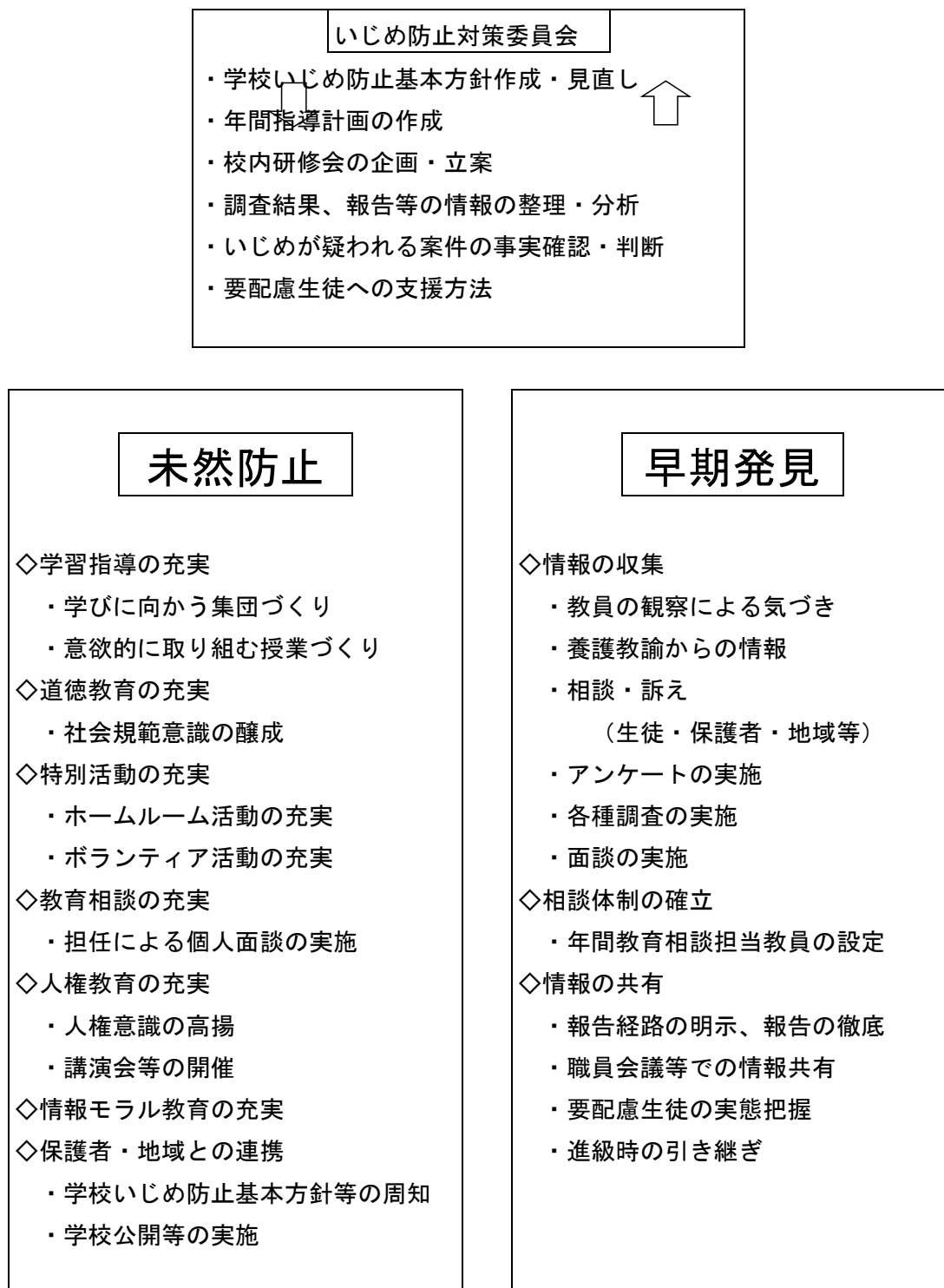
4 年間計画

基本方針に沿って、年間計画は以下のとおり実施する。

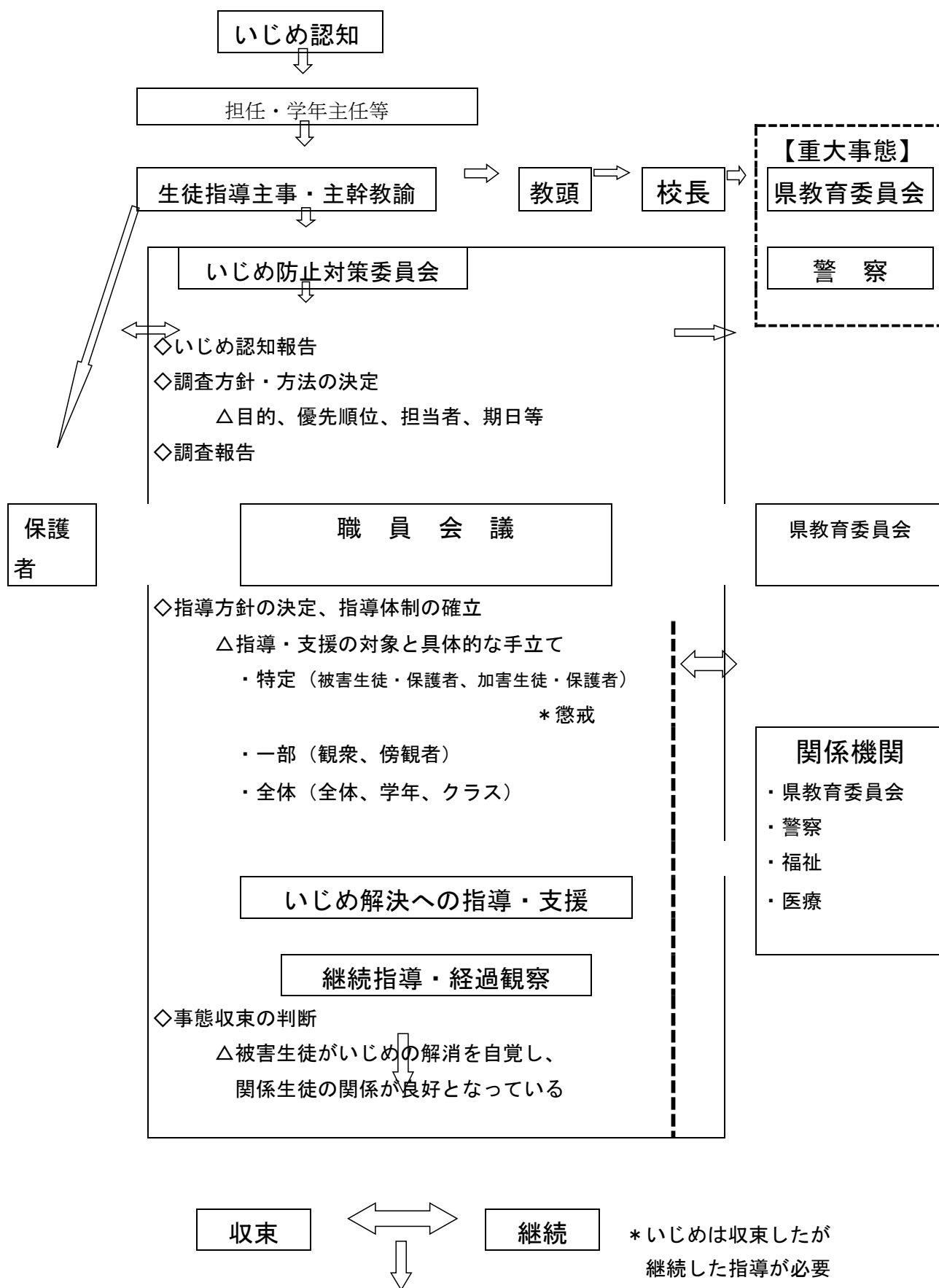
いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	個人面談 (毎月 1 回実施)	個人面談 (毎月 1 回実施)	個人面談 (毎月 1 回実施)	・ 第 1 回いじめ防止対策委員会 (年間計画の確認)
5 月				・ 育友会総会で「学校いじめ防 止基本方針」の趣旨説明
6 月	いじめに関するア ンケート実施	いじめに関するア ンケート実施	いじめに関するア ンケート実施	・ いじめ根絶月間 ・ 第 1 回学校評価委員会
7 月	人権教育LHR	人権教育LHR	人権教育LHR	・ いじめに関する職員研修 ・ 第 2 回いじめ防止対策委員会 (進捗確認)
9 月				
10 月	荅洋祭文化部門 展示・発表	荅洋祭文化部門 展示・発表	荅洋祭文化部門 展示・発表	
11 月				
12 月	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート	・ 第 3 回いじめ防止対策委員会 (状況報告と取組の検証)
1 月			人権教育LHR	
2 月	人権教育LHR	人権教育LHR		・ 職員研修 ・ 第 2 回学校評価委員会
3 月				・ 第 4 回いじめ防止対策委員会 (年間の取組の検証)

5 いじめに対する措置

(1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



(2) 緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



日常の指導体制の充実

6 いじめの発見から解決まで

(1) いじめの被害者、加害者、周囲への対応

ア 被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して徹底して味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさを傾聴し、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失をくい止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談出来るような体制があることを伝える。

【経過観察】

- 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○全ての関係者に状況を確認し、客観的事実を把握する。

【指導】

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめの発生の誘因となった集団の行動や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通じて、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

ア いじめられている生徒の保護者との連携

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校が把握した事実を正確に伝える。

○学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

○対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの生徒の家庭における様子等について情報提供を受ける。

○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

○対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者の不信をかう対応例

【本人に問題がある旨の誤った発言。】

【電話で簡単に対応する。】

イ いじめている生徒の保護者との連携

○状況確認後、保護者と生徒同席の上事実確認を行う。

(基本的に保護者に来校をを願う)

○相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針を伝え理解を求める。

* 保護者の不信をかう対応例

【保護者を非難する。】

【これまでの子育てについて批判する。】

ウ 保護者との日常的な連携

○年度当初から、学年だよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。